

ご利用いただける方	<p>下記の条件をいずれも満たされる方</p> <p>①お申込時の年齢が満18歳以上満65歳未満の方で最終返済時の年齢が満80歳未満の方</p> <p>②安定した収入のある方</p> <p>③日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>④増改築・リフォーム工事完了確認後のご融資実行でご融資金をリフォーム業者等へお振込していただける方 (融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額迄は振込でなくても可) ※お支払い済み資金は除きます</p> <p>⑤当金庫が指定する保証会社(しんきん保証基金)の保証が受けられる方</p> <p>⑥当金庫の会員資格を有する方(当金庫の営業地域内にお住まいの方、またはお勤めの方)</p>
お使いみち	<p>お申込人が居住(居住予定を含む)し、申込人またはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)の持家、またはその家族が居住(居住予定を含む)し、申込人の持家にかかる次のご資金</p> <p>※下記①および③は、お申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り、すでにお支払済みの資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)もお申込みできます。</p> <p>①エコ関連設備のご購入・設置資金(修繕も含まれます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム ・潜熱回収型ガス給湯器(通称 エコジョーズ) ・潜熱回収型石油給湯器(通称 エコフィール) ・CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(通称 エコキュート) ・ガスエンジン給湯器(通称 エコウィル) ・燃料電池コージェネレーションシステム(通称 エネファーム) ・家庭用蓄電池(太陽光発電システム等により発電した電気を蓄電するシステム) ・家庭用太陽熱利用設備(ソーラーシステム、太陽熱温水器等により太陽の熱を給湯や暖房に利用するシステム) ・地中熱利用システム(地中の熱エネルギーを冷暖房や融雪等に利用するシステム) <p>②お使いみちが上記①に該当するリフォームローンの借換資金</p> <p>※ただし、借換の対象となるローンは、お申込人ご本人のお借入で当金庫を含む金融機関・信販会社からお借入されたリフォームローンの借換資金に限ります。</p> <p>以下のご資金は①または②と合わせたお申込みに限ります。</p> <p>③リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用(印紙代、解体工事費用等)</p> <p>④お申込人が③を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換資金および借換に伴う繰上返済にかかる手数料</p> <p>⑤お申込人が、リフォームを行う物件の取得のため当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたは借換えたもの(借換直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上延滞が一度もないもの)に限ります)の借換資金および借換に伴う繰上返済にかかる手数料</p> <p>⑥リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(①および③と合わせたお申込みかつ100万円以内に限り)</p> <p>【ご融資の対象となる建物の条件】 お申込人またはそのご家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。 ただし次のものは各種(仮)登記から除きます。</p> <p>①当金庫のご融資(事業資金、住宅ローン等)にかかる抵当権および根抵当権</p> <p>②他行住宅ローンにかかる抵当権(お申込人の勤務先等から借入された住宅ローンも含まれます)</p> <p>【ご融資の対象とならないもの】 次のいずれかに該当する場合はご融資の対象になりません。</p> <p>①工事代金等のお支払先がお申込人またはその配偶者、親、子が経営されている法人または自営業者の場合</p> <p>②工事代金等のお支払先がお申込人の配偶者、親、子</p> <p>③既にお支払済みの増改築・リフォーム工事の資金および諸費用(※ただし、お申込日時点で、支払日から3ヶ月以内に契約時に支払った手付金・契約金はご融資の対象となります)</p>
ご融資金額	1万円以上1,000万円以内(1万円単位)
ご融資期間	3ヵ月以上 15年以内(1ヵ月単位)
ご融資金利	<p>全期間変動金利型(当金庫住宅ローン最優遇金利連動)</p> <p>年2.780%(2026年4月1日現在)</p> <p>当金庫住宅ローン最優遇金利に連動し、金利・返済額は年2回見直しとなります。</p> <p>※当金庫住宅ローン最優遇金利は、店頭に表示しておりますのでご確認ください。</p> <p>※ご融資金利はお申込時点の金利ではなく、お借入時点の金利が適用となります。</p> <p>※ご融資金利には保証料が含まれています。</p> <p>※ご融資金利については「窓口」までお問い合わせください</p> <p>【下限金利について】</p> <p>※金利優遇後および優遇金利適用後のご融資金利(以下、「適用金利」)が下記の金利を下回った場合には下記のご融資金利を下限とさせていただきます。</p> <p>通常の場合:年1.880%(団体信用生命保険付の場合は年2.180%)</p> <p>(本商品にリピーター優遇はありません)</p>

	<p>【エコライフ優遇】 お申込人ご本人が下記のエコ対象車をお持ちの場合はご融資金利から年0.100%優遇いたします。 ・ハイブリッド車、電気自動車など自動車重量税が免税となる家用自動車（新車） （車検証でご確認させていただきます） ※ただし、延滞の発生またはご融資期間の延長を伴う借入条件の変更を行った場合は金利優遇の適用を中止させていただきます。ご了承ください。</p>
ご返済方法	毎月元利均等分割返済 ※ご融資金額の50%以内で半年毎の増額（ボーナス）返済の併用が可能です。 ※元金返済据置期間は6ヵ月以内
連帯保証人・担保	原則不要です。
保証料	保証会社へ支払う保証料はご融資金利に含まれています。
リピーター優遇	本商品にリピーター優遇はありません。
手数料	一部繰上返済、全額繰上返済、毎月の返済額の変更等、返済条件の変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要となります。（ただし、借換において、当金庫の住宅ローン、リフォームローンを繰上返済する場合は、繰上返済手数料は不要ですが住宅ローンの種類によっては必要な場合もありますのでくわしくは窓口までお問い合わせください。）
ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得証明資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類 （住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2(所得金額用)等) ・ 確定申告書(控) ・ 源泉徴収票 ● 本人確認書類： <ul style="list-style-type: none"> ① 運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード、個人番号カードなど ② 日本国籍以外の方は在留カード（永住許可のあるもの）または特別永住者証明書 ● 資金使途証明資料：工事見積書又は工事請負契約書 ● 借換資金をお申込の場合、借入金融機関が発行するご返済予定明細、ご返済口座通帳など ● 土地・建物の不動産登記簿謄本（申込日時時点で発行日から1ヵ月以内のもの） ● 印鑑（お届出印）
団体信用生命保険について	<p>お申込人のご希望により当金庫が指定する団体信用生命保険にご加入いただけます。ご加入の場合、保険料分として年0.300%をご融資金利に上乗せさせていただきます。なお、「加入する」「加入しない」のどちらをお選びいただいても保証会社の審査結果は変わりません。</p> <p>【団体信用生命保険とは】 ご加入者に万一のことがあった場合、リフォームローンの残高を保険金で返済し、残されたご家族に負担が残らないようにする団体保険制度です。</p>
ご融資後の融資金利見直しルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫住宅ローン最優遇金利（以下、「基準金利」）を基準として変動します。 ● ご融資期間中の金利の見直しは年2回行います。 ● 毎年4月1日および10月1日を基準日として見直しし、基準日における基準金利とその直前の金利変更基準日における基準金利とを比較し、基準金利が変更となった場合に、その変更幅と同じだけ引き下げまたは引き上げします。 ● 見直し後のご融資金利適用開始日 基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日から変更いたします。半年毎のご返済がある場合も同様とします。
ご返済額の見直しルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 年2回、金利が変更されてもご返済額の中の元本分とお利息分の割合を調整することで毎回のご返済額は5年間変更いたしません。 5年ごとのご返済額の変更は、変更前の毎回返済額の1.25倍を上限とします。なおご返済額が減少した場合は、下限を定めず減額いたします。 ※5年間とは、ご融資実行日以降10月1日を5回経過した年の12月の約定返済日までです。 ※最終期限に融資金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括してお支払いいただきます。
増築の場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 増築の場合は、必要な登記手続き等を行っていただく必要があります。リフォーム対象物件が当金庫からのご融資の担保となっている場合（当金庫からのご融資にともない保証会社が担保設定している物件も含む）、必要な登記手続き並びに追加担保設定手続きを行ったことを当金庫で確認させていただいてからのご融資実行となります。 ※登記完了後の不動産登記簿謄本、建物図面を提出していただきます。
保証会社	しんきん保証基金

苦情処理措置 紛争解決措置	融資商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時 電話:06-6412-5576）にお申し出ください。 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時 電話:03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none">・借換の場合は完済した金融機関の計算書をご提出いただきます。また、住宅ローンの場合は抵当権抹消登記完了後の不動産登記簿謄本をご提出していただきます。・お取引内容によっては当金庫出資金をお申込いただき、当金庫の会員となつていただく必要があります。・店頭でご返済額の試算をさせていただきますのでご相談ください。・お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。・ご融資金はお申込人の普通預金口座に入金させていただきます、お申込人名義でお支払先にお振込いただきます。 ※お支払済み資金は除きます。（※振込手数料は別途ご負担いただきます。）・詳細については、「窓口」または「フリーダイヤル」までお問い合わせください。

(2026年4月1日現在)